

## 第5号議案

### 広島県教科用図書選定審議会規則の一部改正について

広島県教科用図書選定審議会規則の一部改正について、次のとおり提案します。

平成27年3月24日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

#### 1 提案の要旨

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

#### 2 改正案

別紙のとおり

#### 3 施行期日

平成27年4月1日

#### 4 根拠法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

第10条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

広島県教育委員会規則第 号

広島県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

広島県教育委員会

委員長 佐藤 卓 巳

広島県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

広島県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年広島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第十条」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 広島県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年広島県教育委員会規則第七号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この教育委員会規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第十条の規定に基づき、広島県教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この教育委員会規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第十一条の規定に基づき、広島県教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>